

(別紙2)

令和7年度生成AIを活用したDX人材育成研修及び企業伴走支援業務  
プロポーザル評価要領

「令和7年度生成AIを活用したDX人材育成研修及び企業伴走支援業務」を委託するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

令和7年度鳥取県内企業向けAI・DX・リスクリング事業に係る実施業務審査会（生成AIを活用したDX人材育成研修及び企業伴走支援業務評価部会）

(2) 審査委員

審査委員の人数は5人とする。

2 審査の進め方

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションを踏まえ審査を行う。

なお、下記の基準に満たない提案者は失格とし、審査会での審査を行わない。

(1) 見積価格が予算額を超えた場合

(2) 公募型プロポーザル参加資格要件が欠落していた場合（令和7年度生成AIを活用したDX人材育成研修及び企業伴走支援業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の4関係）

3 選定方法

(1) 各審査委員が4の審査項目及び評価基準に従い、提案者ごとの評価点（100点満点）をつける。

(2) 審査委員ごとに評価点の高い提案者順に、順位点を付与する。

<順位点>最も評価点の高い提案者：1点、2番目に評価点の高い提案者：2点、  
3番目に評価点の高い提案者：3点・・・

(3) 各審査委員の順位点の合計が最も低い提案者を、最優秀提案者として選定する。

(4) 最優秀提案者以外の提案者についても、順位点の合計が低い提案者順に順位付けを行う。

4 審査項目及び評価基準

(1) 審査項目及び配点（100点）

|  |
|--|
| <b>1 事業の実施方法（配点80点満点）</b>  |
| (1) 【運営管理】業務全体を一体的かつ円滑に実施するための、具体的な実施体制（外注・再委託がある場合はその内容を含む）、進行管理方法、調整手段等が示されているか。 |
| (2) 【運営管理】受講者や伴走支援企業に対する効果的な周知・募集、問合せ対応、フォローアップ等の手法が示されているか。                       |
| (3) 【人材育成研修】受講対象（中核人材、経営層）ごとに適切なスキルを習得することができる効果の高い講座構成となっているか。                    |
| (4) 【人材育成研修】講座内容に応じた参集・オンライン・ハイブリッド等の設定やアーカイブ配信など受講者に配慮した研修運営が提案されているか。            |
| (5) 【企業伴走支援】特定の業種に偏ることなく県内の多様な企業を対象に支援する手法が示されているか。                                |
| (6) 【企業伴走支援】支援結果の共有・可視化（成果発表会等）によって、他企業への波及と県内全体への展開を促す仕組みが構築されているか。               |
| (7) 【その他】事業の成果を高めるための効果的な工夫及び独自の提案がされているか。   |
| <b>2 事業実績（配点10点満点）</b>   |
| (1) 類似事業の経験や知見が豊富で、成果を上げているか。  |
| (2) 情報発信に関する事業の経験や知見が豊富で、成果を上げているか。  |

### 3 見積価格・県内企業（配点10点満点）

(1) 予算額との比較に基づき点数化した見積価格。

※見積価格が低いほど高得点となる評価方式を採用しているが、具体的な計算方法は非公表とする。

(2) 鳥取県内に事業所（本店、支店等）を有しているか。

※審査項目ごとの項目点は各5点満点とし、それぞれに係数（非公表）を乗じた点数を各審査項目の評価点とする。

なお、評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

#### (2) 評価基準

| 項目点 | 評価基準             |
|-----|------------------|
| 5点  | 非常に優れている         |
| 4点  | 優れている            |
| 3点  | 標準的である           |
| 2点  | 劣る               |
| 1点  | 非常に劣る            |
| 0点  | 要件を満たしていない、記載がない |

#### 5 その他

(1) 順位点の合計が同点であった場合は、審査委員の協議により順位を決定するものとする。

(2) 実施要領9に記載のプレゼンテーションを欠席した審査委員があった場合、評価にあたっては、当該委員が事前に評価を行った審査項目についてはその評価点を採用し、評価を行わなかった審査項目については出席した委員の平均点を欠席した委員の評価点とする。また、協議を行う場合は、出席した委員のみで行うこととする。

(3) 提案者が1者のみの場合は、「3 見積価格・県内企業」を除いた審査委員の評価点の平均が、30点以上の者を最優秀提案者として選定する。